

学科会議規則

(設置)

第1条 東北女子大学家政学部の各学科に学科会議を置く。

(組織)

第2条 学科会議は、当該学科所属の全教員（以下、構成員という）によって構成される。

(任務)

第3条 学科会議は、当該学科の教育及び研究水準の向上と円滑な運営、及び学生支援体制の維持と強化を図ることを目的とし、当該学科における次の各号に掲げる事項を審議するとともに、当該学科の運営に関する各種決定・承認・対策の立案（以下、審議・決定等という）を行う。学科会議における審議・決定等については、必要に応じて、教授会に提案・報告するものとする。

一 教員の補充に関する事項

二 教育課程（教養教育・専門教育）の編成に関する事項

三 教育課程（教養教育・専門教育）の点検評価、及びFDに関する事項

四 学事関係（授業計画や卒業研究配属等）に関する事項

五 学生の履修及び生活指導に関する事項

六 学生の進路及び就職指導に関する事項

七 学生の保健指導に関する事項

八 Webに掲載する内容に関する事項

九 クラス主任連絡会に関する事項

十 その他当該学科の運営に関する事項

(招集)

第4条 学科会議は、学科長が必要と認めたときにこれを招集する。

2 学科長は、構成員の3分の1以上の者から請求があったときは、会議を招集しなければならない。

(議長)

第5条 学科会議の議長は、当該学科の学科長とする。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する当該学科の教員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 学科会議の構成員は、学科会議の審議・決定等の立案を必要とする事項につき、学科会議に議案を提出することができる。

2 前項における議案は当該学科会議の7日前までに学科長に提出しなければならない。

3 学科会議は、構成員の3分の2以上の出席で成立する。

4 議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。ただしこれらの者は決定には加わらないものとする。

6 5に規定する者のうち、他の学科会議の構成員については、当該学科長の了承を得た上で、会議への出席を認めることとする。

(庶務)

第7条 学科会議の庶務は、各構成員において処理する。

(記録)

第8条 学科会議の議事の内容に関しては、各回の議事録を作成し、これを保持するとともに、要請があれば開示する。

(雑則)

第9条 学科長は、構成員の他学科の学科会議への出席の可否を決定することができる。

2 この規則に定めるもののほか、学科会議の運営に関し必要な事項は、学科会議が定める。

附則

この規則は、平成26年6月12日から施行する。